

令和5年度 12月定例

教育委員会会議 議事録

令和5年(2023年)12月20日

吹田市教育委員会

令和5年度 12月定例教育委員会会議

開催日時	令和5年(2023年)12月20日 午後3時30分~午後4時20分
開催場所	さんくす3番館5階 第1会議室
出席委員	教 育 長 西川 俊孝 委 員 福田 知弘 委 員 和田 光代 委 員 飴野 仁子 委 員 谷池 雅子
欠席委員	教育長職務代理者 安達 友基子
出席説明員	学 校 教 育 部 長 山下 栄治 地 域 教 育 部 長 道場 久明 教 育 監 植田 聡 学校教育部次長教育総務室長兼務 落 俊哉 学校教育部次長学校教育室長兼務 角田 睦 地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務 堀 哲郎 教育未来創生室長 薬師川 晃 学校教育部総括参事 平野 和男 保健給食室長 小西 正晃 教育センター所長 木谷 美香 学校教育部総括参事 大江 慶博 青少年室長 大川 雅博 教育総務室参事 紙谷 昌明 学校管理課参事 大友 瑞穂 教育未来創生室参事 木村 匡志 教 職 員 課 長 大江 健規 教 育 セ ン タ ー 野村 武志 博 物 館 長 高橋 真希 青少年クリエイティブセンター館長 池原 寛治 放課後子ども育成室参事 中村 暢之 情報政策室参事 濱田 周一 教育未来創生室主幹 土井 俊佑 情報政策室主幹 松井 大祐

議事内容

○西川俊孝教育長

ただいまから12月定例教育委員会会議を開催いたします。

安達教育長職務代理者は、本日欠席されます。署名委員に和田委員を指名いたします。

それでは本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

○落俊哉学校教育部長兼教育総務室長兼務

本日の傍聴席の設置可能数は10席でございます。現在の傍聴希望者数は4名でございます。

○西川俊孝教育長

それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可します。

－ 傍聴者入場 －

○西川俊孝教育長

議事に入る前に事務局より、報告事項がありますので、お願いします。

○紙谷昌明教育総務室参事

先月の11月定例教育委員会会議において、議案番号に誤りがございましたので、お手元に配付させていただいております、正誤表のとおり御報告させていただきますとともに、謹んでお詫び申し上げます。

○西川俊孝教育長

事務局からの報告が終わりましたので、議事に入りたいと思います。

○西川俊孝教育長

それでは、日程第1、議案第82号「吹田市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○大江健規教職員課長

日程第1、議案第82号「吹田市立小学校及び中学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

議案書3ページ及び5ページを御覧ください。

本市では、今年度より、働き方改革に係る施策として、給食費の公会計化、学校徴収金の一括徴収を実施することとなりました。

このことから、事務職員の職務内容を抜本的に見直すこととなり、それに伴って、改めて規則の見直しを検討し、今般議題とさせていただいております改正を、行うこととしたものでございます。

学校組織における唯一の総務、財務等に通じる専門職である事務職員について、学校組織マネジメントの中核となる校長、教頭の業務負担が増加するなどの状況にあつて、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、事務職員がその専門性を生かして、学校の事務を一定の責任を持って自己の担任事項として処理し、より主体的積極的に校務運営に参加することが期待されることから、平成29年3月に学校教育法が一部改正され、事務職員の職務規定が、事務職員は事務に従事するから、事務職員は事務をつかさどるに見直されました。

この趣旨を踏まえ、規則第14条第3項の文中、「担任事務を処理する」を「担任事務をつかさどる」に、同様に第15条の第3項の文中を「担任事務をつかさどる」に、第16条第3項の文中、「事務に従事する」を「担任事務をつかさどる」と改正いたします。

なお、資料中に記載はありませんが、第13条に規定されている主幹につきましても、現行担任事務を掌理するとなっており、つかさどると同意であることから、改正はいたしません。

以上御審議いただき、御承認いただきますようお願いいたします。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、日程第1、議案第82号「吹田市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

○西川俊孝教育長

次に、日程第2、議案第83号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○高橋真希博物館長

日程第2、議案第83号吹田市立博物館協議会委員の委嘱について御説明申し上げます。

議案書7ページを御覧ください。

博物館協議会は博物館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関でございます。

このたびの委嘱は委員12名のうち、10月の教育委員会会議で御承認いただきました10名を除く、2名の公募委員について、本年11月30日をもって任期満了となることによるものでございます。

恐れ入りますが9ページの被委嘱者名簿を御覧ください。

八代 健志様と小田 忠文様は、4名の応募の中から選考委員会で選考された方でございます。八代様は4期目、小田様は2期目の委嘱となります。

以上2名の方でございます。

委嘱期間につきましては、令和6年1月1日から、令和7年12月31日までの2年間でございます。今回の委嘱により、吹田市立博物館協議会委員は男性が10名、女性が2名の計12名となります。

以上簡単な説明でございますが、御審議いただき、原案通り御承認いただきますようお願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、日程第2、議案第83号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を承認します。

○西川俊孝教育長

次に、日程第3、報告第16号「吹田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○松井大祐情報政策室主幹

日程第3、報告第16号「吹田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

令和元年度(2019年度)に改正されました「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」におきまして、手続等における情報通信技術の活用推進が地方自治体の努力義務とされております。

これを受けまして、条例等に基づく手続等に関し、従来の書面等による方法に加え、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うために必要な事項を定める通則条例、通称「デジタル手続条例」を新規に制定しようとするものについて、「吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則」第4条第2項の規定に基づき令和5年11月定例会議案を臨時に代理いただきましたので御報告するものです。

条例案の内容でございますが、まず、第1条につきましては、本条例の目的について、第2条につきましては、本条例で用いる用語の定義をそれぞれ定めるものでございます。15ページをお願いいたします。

第3条及び第4条につきましては、他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されている申請等及び処分通知等につきまして、当該規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることをそれぞれ定めるものでございます。

16ページをお願いいたします。

第5条及び第6条につきましては、他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されている縦覧等及び作成等につきまして、当該規定にかかわらず、電磁的記録により行うことができることをそれぞれ定めるものでございます。

第7条につきましては、内容に虚偽がないかどうかを対面で確認する必要がある手続等を、本条例の適用除外とすることを定めるものでございます。

17ページをお願いいたします。

第8条につきましては、申請等の添付書類の省略に係る必要な事項を、第9条につきましては、情報通信技術を活用した行政の推進状況の公表について、それぞれ定めるものでございます。

第10条は、委任規定でございます。

附則でございますが、本条例は令和6年(2024年)2月1日から施行することといたしております。

報告第16号の説明は以上でございます。

なお、参考資料といたしまして、18ページから23ページに、本条例の施行規則案及び本案の概要

をお示しいたしております。

以上簡単な説明ではございますが、御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、日程第3、報告第16号「吹田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」を承認します。

それでは、職員入れ替えのため暫時休憩します。

○西川俊孝教育長

それでは、会議を再開いたします。

日程第4、報告第17号「令和5年11月市議会定例会提案の令和5年度補正予算案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○紙谷昌明教育総務室参事

日程第4、報告第17号「令和5年11月市議会定例会提案の令和5年度補正予算について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが議案書25ページを御覧ください。

本件は、議決すべき補正予算案件に係る、教育委員会の意見聴取につきまして、「吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項」の規定に基づき、令和5年11月20日付けで臨時に代理させていただきましたので、御報告申し上げます。

ものでございます。

議案書 31 ページを御覧ください。

歳出補正予算の内容につきましては、次の 2 点でございます。

まず、1 点目は山田第五小学校と山田第三小学校の統合に係る会計年度任用職員の報酬や共済費等の増額

2 点目は教職員用更衣休養室の環境改善業務に伴う需要費、備品購入費の増額でございます。

歳出補正予算の金額につきましては、議案書にお示しのとおりです。

なお、教職員用更衣休養室の環境改善業務における小学校管理運営費の歳出増額に伴う歳入につきましては、議案書 29 ページ、諸収入の雑入において見込まれる金額を計上しております。

最後に、議案書 33 ページを御覧ください。

債務負担行為の補正でございます。

追加といたしまして、「医療的ケア看護師派遣業務」、「太陽の広場委託モデル事業運営業務」、「旧西尾家住宅保存修理・耐震対策第 1 期工事」、「吹一地区公民館及び吹一地区高齢者いこいの間移転建替工事設計業務」、これら 4 件につきまして、お示しの期間と限度額を追加するものでございます。

以上簡単な説明ではございますが、御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、日程第 4、報告第 17 号「令和 5

年 11 月市議会定例会提案の令和 5 年度補正予算案について」を承認します。

次に、日程第 5、報告第 18 号「吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の締結について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○大友瑞穂学校管理課参事

日程第 5、報告第 18 号「吹田市立小中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の締結について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の 51 ページをお願いいたします。

本件は、議決すべき契約案件に係る教育委員会の意見聴取につきまして、「吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則」第 4 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年 11 月 20 日付で、臨時に代理させていただきましたので、御報告申し上げるものでございます。

本契約案件につきましては、公募型プロポーザル方式により、去る 9 月 7 日に優先交渉権者が決定いたしましたことから、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆる PFI 法に基づき、事業契約を締結しようとするものでございます。

なお、本件に係る予算につきましては、令和 5 年 2 月市議会定例会におきまして、債務負担行為として御議決いただいたものでございます。

恐れ入りますが、議案書の 53 ページをお願いいたします。

本事業の概要につきましては、吹田市立小学校 36 校、中学校 18 校の体育館に、令和 8 年 3 月末までに、空調設備及び非常用発電設備を整備するもので、設計から施工、工事監理、その後の維持管理までを行うものでございます。

なお、事業全体の履行期間につきましては、議決後から令和 23 年 3 月 31 日までとなっております。

契約金額につきましては、46 億 9,939 万 6,955 円で、その内訳といたしましては、設計施工等のサービス対価が 40 億 8,294 万 2,611 円、

維持管理のサービス対価が6億1,645万4,344円でございます。

契約の相手方につきましては、本事業を実施するために新たに設立された特別目的会社の吹田屋内運動場空調株式会社でございます。

なお、参考資料といたしまして、55 ページから57 ページに、特別目的会社の履歴事項全部証明書の写し及び本事業に係る供用開始予定時期をお示しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、日程第5、報告第18号「吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の締結について」を承認します。

次に、日程第6、報告第19号「吹田市立学校条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○木村匡志教育未来創生室参事

議案第19号「吹田市立学校条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

学校規模適正化実施計画(第2期)に基づきまして、山田第五小学校を、令和7年3月末をもって廃止し、同年4月に山田第三小学校に統合するため、令和7年4月1日付けで施行予定の吹田市立学校条例の改正案について、「吹田市教育委員会

の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則」第4条第2項の規定に基づき、同規則第2条第7号に規定する「教育事務に関し市長の作成する議会の議案に対する意見に関すること」につきまして、臨時に代理いたしましたので御報告するものです。

本条例の改正につきましては、63 ページの「吹田市立学校条例現行・改正案対照表」を御覧ください。

改正内容は、第2条第23号の山田第五小学校の設置に係る規定を削除するものです。

また、64 ページの「吹田市留守家庭児童育成室条例現行・改正案対照表」を御覧ください。

山田第五小学校の山田第三小学校への統合に伴い、山五留守家庭児童育成室を、山三留守家庭児童育成室へ統合を行うため、吹田市留守家庭児童育成室条例第2条第23号の山五留守家庭児童育成室の設置に係る規定を削除するものです。

以上簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○福田知弘委員

本会議の方では、どのような質問や御意見がありましたでしょうか教えていただけますか。

○土井俊佑教育未来創生室主幹

本会議ですが、5つの会派から御質問をいただいております。

各会派からいただいた主な質問と答弁の内容を御紹介させていただきます。

まず、大阪維新の会からは、「11月22日付の読売新聞に、これから議会に提案する山五小の統合について、決定事項と誤解されるような記事が掲載された経緯について」の御質問や、「特認校

制の導入について」の御質問を受けました。

新聞記事につきましては、定例記者会見で内容を正確にお伝えしたことや、後日、記者の方に誤解を招く内容であることをお伝えしたという答弁をさせていただいております。

吹田党からは「賛成派にはどのような声があるのか」といったものや、「新しい学校に慣れるまでの対策について」の御質問がございました。

それに対して賛成の意見は、例えば、「過小規模校については教育委員会と同意見で、今回否決されれば、引っ越しを考える」、「児童の本当の教育成長を考えれば、統合は仕方がない」といった御意見を紹介させていただきました。

また、新しい学校に慣れるまでの対策としまして、教職員の人事面での配慮や職員の増員、児童の交流事業について答弁いたしました。

参政党からは、「丁寧な対話を通じて合意形成を図るべきであること。」また、「不信感を抱かしている要因は何か」といった御質問がございました。

それに対しまして、「アンケートの実施や複数回の説明会を通して、丁寧に対応してきたこと」、「反対ばかりではなく、賛成意見もあること」、「学校に行くことが楽しみになるような取り組みについて、一緒に考えていきたい」と答弁をさせていただいております。

共産党からは、「子どもとの意見交換の場を持つべき」、「小学校は地域の核であるから、住民の合意が欠かせない」といった御質問をいただきました。

それに対しまして、「統合の議論は賛否が分かれるため、そこに子どもたちを巻き込むべきではない」、また、住民の合意については、「市長部局が統合によって地域に与える影響について適切に対応し、教育委員会は、教育環境の改善について取り組む」と答弁をさせていただきました。

最後になりますが、市民と歩む議員の会からは、「パブリックコメントの内容について」や、「子どもの声を聞く場を早期に設けるべきである」との御質問をいただきました。

これに対しましては、「パブリックコメントの主な意見について」や、「統合後に児童や保護者、それ

から教職員に意見を聞いて、前向きな検討を進める」旨の答弁をしております。

以上簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○和田光代委員

文教市民常任委員会における内容を教えていただけますか。

○木村匡志教育未来創生室参事

今回、山田第五小学校の統合につきましては、文教市民常任委員会に付託をされ、12月11日と12日の2日間にかけて御審議いただきました。

そこで出た各会派の主な質問や意見を御紹介させていただきます。

まず、自民党ですが、「過小規模校化により子どもたちが転出する傾向が大いに認められる」といった御意見や、「北千里小学校の統廃合のときにも問題や混乱がなく、今回も大丈夫ではないか」というような御意見いただきました。

次に公明党でございますが、「なぜ統合急ぐのか」、「過小規模校の問題点は何か」といった御質問や、「今回の統合に関する賛成意見はどのようなものがあるのか」、「統合後に子どもたちがよくなったと思って楽しんで学校に行けるようにすべきである」といった御意見でございました。

続きまして、大阪維新の会ですが、「過小規模校化が事前にわかっていたのであれば、もっと早く着手をすべきだったのではないか」、「統合に向けた児童や保護者への取り組みが重要でどのように考えているのか」、「統合に至るまでの検討経過について」説明を求められました。

参政党、共産党、市民と歩む議員の会につきましては、「プロセスに問題がある」といった御意見や、「子どもたちや地域の声を聞いて進めるべき」という御意見がございました。

○和田光代委員

委員会での審議の結果はどうなりましたか。

○木村匡志教育未来創生室参事

文教市民常任委員会は、9人の委員で構成されておりまして、委員長を除く8名で採決されました。その結果、賛成が6名、あと反対が2名で承認されました。

○福田知弘委員

今の御意見の中で、反対された理由について教えていただけますか。

○薬師川晃教育未来創生室長

当該委員会におきまして、反対された委員のその理由について、複数お示しをさせていただきます。

まず、令和4年度にアンケートを実施いたしましたが、回答した保護者というのが、学校規模適正化のためのアンケートという認識をしていなかったのではないかと。

今回、このアンケートの結果をもとに進められているということ、これを理由として反対をしているということ。

統合に対する子どもたちの手紙について、市長が目を通していないのではないかとということ。

過去の統合に向けたプロセスに問題がある。

統合につきまして、教育委員会の中だけで決定の答えを出したということ。

過小規模校になることが児童推計上わかった時点で、本来検討すべきではないかという教育委員会もこの点反省しているにもかかわらず、今回の決定を改めていないこと。

保護者等の認識のずれに耳を傾けずにスケジュールを変更しないこと。

こういった御意見をもとに反対をされているということでございます。

○福田知弘委員

今の議会の議論と、それから委員会による議論を踏まえて今後の流れについて教えていただけますか。

○薬師川晃教育未来創生室長

明後日12月22日に市議会の本会議がござ

いまして、当該条例の討論採決がなされます。

ここでの議決が最終の決定となります。

まず、可決された場合につきまして、来年の1月から3月にかけて、教職員の両校に2名ずつ増員をし、児童の交流事業等の取組について検討や準備の実施をいたします。

合わせまして、児童や保護者に対して、新たに学校に行くことが楽しくなるような取組について、御意見を聞く場を設定する予定としております。

その後、新年度の4月から交流事業等の取組を進めていく予定にしております。

一方で、否決をされた場合でございますが、山五小学校と山三小学校との統合ができないということになりまして、山田第五小学校の児童数が減少し続けます。

そして、教育環境の悪化が継続するということになります。

今後、状況が大きく変わらない限りは、新たに議会への提案というのは、できないということになっていきます。

○福田知弘委員

この件について、陳情が提出されていたと伺っていますが、その取り扱いについて、事務局から説明してください。

○紙谷昌明教育総務室参事

令和5年11月27日付で提出されました陳情につきましては、10月23日の臨時教育委員会会議において、議論された内容と同主旨のものであったため、吹田市教育委員会会議規則第21条第2項に基づき、会議に付議しないことを決定しております。

なお、陳情書と同時に提出されました、子どもたちの声につきましては、要望として教育委員会事務局で受け付けております。

要望につきましては、これまでの取り扱いの通り、教育委員の皆様にはすでにメールにて子どもたちの声について閲覧できる旨をお知らせさせていただいております。

今回提出されました陳情並びに子どもたちの声

についての取り扱いは以上でございます。

○西川俊孝教育長

子どもたちの声については、私もすべて読んでおりますが、教育委員の皆様から何か御意見や御感想などございましたらこの場で御発言をお願いします。

○飴野仁子委員

今回の子ども意見として提出されたものを参考資料として、読ませていただきました。

学校統合については、賛成・反対、色々な意見があるというのは、十分理解しております。

学校の教育環境を整える上で、大人たちが子どもたちに対し、今、取組んでいることについて、どのような説明をされているのか、気に掛かる御意見が散見されていると感じました。

○和田光代委員

私も子どもたちのお手紙を読ませていただきました。子どもたちの手紙の中で、山田第五小学校と、小学校の友達、先生が大好きということがすごく伝わってきました。

伝わってきたというところで、このまま置いておいてはいけません。大好きということと、山三小学校との統合の不安が手紙から、しっかり伝わってきました。

しっかり不安を取り除くような取組みをしていただいて、精神的なケアや通学の問題をすべて取り除いて、子どもたちと向き合いながら、統合に向け、取組んでいただければと思います。

よろしく願いしたいと思います。

○谷池雅子委員

私も子どもたちの声全部読ませていただきました。

子どもたちが、少人数の今の学校を愛しているということ、楽しく過ごしているということがわかって、胸を打ちました。

一方で、この姿は要するにずっと続くものではなく、いろいろな要因で少人数校の課題が出てくると

予測されています。

その想定を基に今回の流れになっているという背景を、やはり子どもたちにも保護者にも十分に説明し、理解していただくということは極めて重要かと思いました。

子どもたちの意見は子どもたちの現在の意見として非常に尊重する必要がある、統合後も楽しく学校へ行けるように、それはもう最大限にサポートする必要があります。

一方で大きな視点で見たときに、これが必要な決定であるということを皆様に理解していただくという努力は必要だと感じました。

以上でございます。

○福田知弘委員

感想を拝見し、子どもたちにとって学校がすごく大事だということはすごくひしひしと感じております。

それから、全体を見ますとやはり児童の数が減ってきて、どこかで決断・決定をしていかないといけない、それも、今日や明日に決めるのではなくて1年ごとが勝負ということであります。

そのような中で、変化、環境が変わっていくことに対し、すごく怖いと感じるのは誰もがそうだと思います。その不安を取り除いていく努力は、教育委員の方、教育委員会の方でできるだけたくさん検討してきた上でこれから実施に移していくということなので、これまでのことを含めて、十分に理解をしていただければと私は考えております。

何もすぐに決めて、何も十分に検討せずにここまで来たわけじゃなく、長い時間を掛けたことと、内部でまず検討して、外にパブリックコメントをして今に至るというプロセスも、理解していただければと思いますし、今これからまた、勝負となる部分があると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○西川俊孝教育長

それでは、他に質問、御意見はございませんか。

御意見がないようですので、日程第6、報告第19号「吹田市立学校条例の一部を改正する条例の制定について」を終わります。

次に、日程第7、報告第20号「吹田市立教育セ

ンター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○野村武志教育センター参事

日程第7 報告第20号「吹田市立教育センター条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書65ページを御覧ください。

令和6年4月に教育センターが移転することに伴い、令和6年4月1日付で施行予定の条例改正について、「吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則」第4条第2項の規定に基づき令和5年11月定例会議案を臨時に代理いたしましたので御報告するものです。

本条例の改正につきましては、69ページの「吹田市立教育センター条例現行・改正案対照表」を御覧ください。

教育センターの所在地を現在の出口町2番1号から吹田市佐竹台1丁目6番3号に変更することとなります。

以上簡単な説明ではありますが、御審議いただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、日程第7、報告第20号「吹田市立教育センター条例の一部を改正する条例の制定について」を承認します。

次に、日程第8、報告第21号「吹田市立青少年

クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○池原寛治青少年クリエイティブセンター館長

日程第8、報告第21号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱について」御説明申し上げます。

議案書71ページをお願いいたします。

吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱につきましては、「吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則」第4条第2項の規定により、令和5年11月30日付けて1名の委員の解嘱について臨時に代理しましたので、御報告するものでございます。

被解嘱者は、和田知子様で、公募市民として委嘱しておりましたが、本人より辞任届が提出されたものです。

今回の解嘱により、運営審議会委員は女性5名、男性9名の14名となります。

以上簡単な説明ではございますが、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、報告第21号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱について」を承認します。

次に、日程第9「教育長報告」を議題とします。

内容は、令和5年11月市議会定例会提案の令

和5年度補正予算案（放課後子ども育成室所管分）についてです。

事務局の説明を求めます。

○中村暢之放課後子ども育成室参事

令和5年11月市議会定例会提案の令和5年度補正予算、放課後子ども育成室所管分について、御報告申し上げます。

議案書の75ページをお願いいたします。

歳出（款）民生費（項）児童福祉費（目）児童福祉総務費で2千円の増額でございます。

内容といたしましては、令和4年度の国庫支出金、「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金」につきまして、事業の実績額が交付決定時の額を下回り、交付額に超過が生じたため、国に返還するための補正予算を計上するものでございます。

本補助金は、留守家庭児童育成室指導員等の研修に係る経費について国庫補助を受けているものですが、研修の一部で職員が講師を務めたことにより、講師謝礼金の支出が予定を下回り、支給額に5,000円の超過が生じました。

また、同じ補助金を活用する児童部保育幼稚園室所管の事業において3,000円の不足が生じたため、5,000円の超過と3,000円の不足を相殺し、2,000円を返還するものでございます。

以上簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○西川俊孝教育長

なければ、これで教育長報告を終わります。

ではこれもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、令和5年12月定例教育委員会会議を閉会いたします。